

旭川市医療安全推進検討会開催要綱

(趣 旨)

第1条 市内における医療の安全について、各医療関係機関等からの専門的な意見を旭川市医療安全支援センター（以下「支援センター」という。）の業務、運営に反映するため旭川市医療安全推進検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(職 務)

第2条 検討会は、次の事項について意見交換等を行う。

- (1) 支援センターの運営方針及び業務内容
- (2) 支援センターの業務の運営に係る関係機関・団体との連絡調整
- (3) 支援センターへの相談事例等のうち、重要な事例や専門的な事例に係る対応
- (4) 本市における医療安全推進のための方策
- (5) その他、支援センターの運営に関し必要な事項

(参加者)

第3条 検討会の参加者は、次に掲げる者のうちから、市長が参加を依頼した者とし、人数は7人以内とする。

- (1) 医療関係団体の担当者
- (2) 医療サービスに精通し、市民の意見を代表できる者
- (3) 弁護士
- (4) その他市長が必要と認めた者

(参加者以外の出席)

第4条 検討会の参加者から要望等があるときは、市長が判断し、参加者以外の者を出席させることができる。

(会議の進行)

第5条 検討会の進行は、参加者の互選により定めた進行役が行う。

(庶 務)

第6条 検討会の庶務は、保健所保健総務課において行う。

(委 任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、参加者からの意見を踏まえ、保健所保健総務課医務薬務担当課長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。